

# 埼玉県市町村総合事務組合公報

## 第2号

発行

さいたま市浦和区仲町

3—5—1

埼玉県市町村総合事務組合

### ◇ 目 次 ◇

#### 条 例

- 埼玉県市町村総合事務組合監査委員条例の一部を改正する条例…………… 1 頁
- 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例…………… 2 頁
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… 3 頁
- 市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例…………… 1 8 頁

#### 告 示

- 埼玉県市町村総合事務組合議長の当選者報告…………… 2 0 頁
- 埼玉県市町村総合事務組合副議長の当選者報告…………… 2 0 頁
- 埼玉県市町村総合事務組合監査委員の選任について…………… 2 1 頁
- 埼玉県市町村総合事務組合公平委員会委員の選任について…………… 2 1 頁
- 令和7年度埼玉県市町村総合事務組合一般会計予算…………… 2 2 頁
- 令和7年度埼玉県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算…………… 2 6 頁
- 退職手当支給制限処分書の通知に代える告示…………… 3 0 頁



埼玉県市町村総合事務組合監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月5日

埼玉県市町村総合事務組合

管理者 富岡勝則

組合条例第1号

埼玉県市町村総合事務組合監査委員条例の一部を改正する条例

埼玉県市町村総合事務組合監査委員条例（昭和40年組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第243条の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改め、同条第2項中「法第243条の2第3項の賠償責任」を「法第243条の2の8第3項の規定による賠償責任」に、「決定は」を「決定については」に改め、同項ただし書中「この限りはでない」を「この限りでない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月5日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 富岡勝則

組合条例第2号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和39年組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月5日

埼玉県市町村総合事務組合  
 管理者 富岡勝則

組合条例第3号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和37年組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第11条第1項」を「第11条」に改める。

第18条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	

12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000

46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	

81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			
101		301,600	349,800			
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			
104		302,500	351,000			
105		302,700	351,500			
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			
109		303,800	353,200			
110		304,200	353,600			
111		304,600	353,900			
112		304,900	354,200			
113		305,100	354,700			
114		305,300				



	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「次項に定める」を「次項各号に掲げる」に改め、「（職務の級が7級以上である職員にあつては、3号給）」を削り、同条第8項中「55歳を超える」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 55歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 職務の級が8級である職員（以下「8級職員」という。）

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族としての配偶者、父母等」という。）」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族としての子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に、「職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）」を「8級職員」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下この項及び次条第3項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間にある」を「当該期間にある」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条を次のように改める。

## 第9条 削除

第10条第1項第1号中「有料道路（以下この項から第3項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中「相当する額」の次に「（次項及び第4項において「運賃等相当額」という。）」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「第1号において」を「第1号及び次項において」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「前項第1号に定める額」を「運賃等相当額」に改め、「の合計額」を削り、同項第1号中「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に、「の2分の1に相当する額。」を「に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）」に改め、同号ただし書を削り、同条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第14条第1項中「その他公務」を「その他の公務」に改め、「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「同項の規定による支給の対象となる日以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第17条第2項中「、第8条、第9条及び第9条の4」を「及び第8条」に改める。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給 料 表

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
定年前	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
再任用	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
短時間	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
勤務職	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
員以外	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
の職員	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	

31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	

65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			

100			301,400	351,000					
101			301,600	351,500					
102			301,900	351,900					
103			302,200	352,300					
104			302,500	352,700					
105			302,700	353,200					
106			303,000	353,600					
107			303,300	353,900					
108			303,600	354,200					
109			303,800	354,700					
110			304,200						
111			304,600						
112			304,900						
113			305,100						
114			305,300						
115			305,600						
116			306,000						
117			306,200						
118			306,400						
119			306,700						
120			307,000						
121			307,400						
122			307,600						
123			307,900						
124			308,200						
125			308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の2第3号及び第4号並びに第18条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項から第7項までの規定は令和7年4月1日から、第3条及び附則第8項の規定は令和7年6月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(次号及び附則第4項において「第1条改正後給与条例」という。)別表第1の規定 令和6年4月1日

(2) 第1条改正後給与条例第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項の規定 令和6年12月1日  
(改定日前の異動者の調整)

3 令和6年4月1日(以下この項において「改定日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

5 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

6 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

7 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第8条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、8級職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5)重度心身障害者」とあるのは、

「(5)重度心身障害者

と、同条第3項中「

(6)配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係とある者を含む。)」

13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円（8級職員に対しては、支給しない。）とする」とする。

（刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う経過措置）

8 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第18条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（規則への委任）

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表

旧号給	新 号 給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2



27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		

68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					

109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月5日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 富岡勝則

組合条例第4号

市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例

市町村職員退職手当条例（昭和38年組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「これに基づく規則」の次に「（以下この項において「条例等」という。）」を、「与えられた日」の次に「及び条例等により、4週間を超えない範囲内で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日」を加える。

第16条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

第19条第1項第1号及び第6項第2号、第20条の見出し及び同条第1項第1号、第21条第1項第1号並びに第23条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第17項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第18項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第20項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第17項及び第18項の改正規定 公布の日

(2) 第2条第2項、第16条第11項第4号及び第14項並びに附則第20項の改正規定並びに次項及び附則第4項の規定 令和7年4月1日

(3) 第19条第1項第1号及び第6項第2号、第20条の見出し及び同条第1項第1号、第21条第1項第1号並びに第23条第4項の改正規定並びに附則第3項の規定 令和7年6月1日

（経過措置）

2 この条例による改正後の市町村職員退職手当条例（以下「新条例」という。）第16条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した市町村職員退職手当条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって前項第2号に定める日（以下この項において「施行日」と

いう。)以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、新条例第19条第1項及び第6項、第20条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第23条第4項並びに市町村職員退職手当条例第23条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 市町村職員退職手当条例(令和4年組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

組合告示第2号

令和7年2月5日執行の議長選挙において、当選した者の職及び氏名は次のとおりである。

令和7年2月5日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 富岡勝則

職	氏名	備考
議長	森田光一	東松山市長

組合告示第3号

令和7年2月5日執行の副議長選挙において、当選した者の職及び氏名は次のとおりである。

令和7年2月5日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 富岡勝則

職	氏名	備考
副議長	富田能成	横瀬町長

組合告示第4号

令和7年2月5日開会の組合議会の同意を経て、監査委員に選任された者は次のとおりである。

令和7年2月5日

埼玉県市町村総合事務組合  
 管理者 富岡勝則

職	氏 名	備 考
議員選出の監査委員	小 野 克 典	桶 川 市 長

組合告示第5号

令和7年2月5日開会の組合議会の同意を経て、公平委員会委員に選任された者は次のとおりである。

令和7年2月5日

埼玉県市町村総合事務組合  
 管理者 富岡勝則

氏 名	備 考
藤 原 ユ キ 子	朝霞市公平委員会委員

組合告示第6号

令和7年2月5日開会の組合議会の議決を経た令和7年度埼玉県市町村総合事務組合一般会計予算は、次のとおりである。

令和7年2月5日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 富岡勝則



令和7年度埼玉県市町村総合事務組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,053,664千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、

次のとおりと定める。

款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入	款	項	金額
1	負担金		19,660,401
		1 市町村等負担金	19,660,401
2	防基金支出金		20,800
		1 消防基金支出金	20,800
3	財産収入		340,300
		1 財産運用収入	340,300
4	繰入金		20,201
		1 特別会計繰入金	15,000
		2 基金繰入金	5,201
5	繰越金		1
		1 繰越金	1
6	諸収入		11,961
		1 預金利子	9,320
		2 返還金	2,640
		3 雑収入	1
	歳入	合計	20,053,664

歳 出		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 議 会 費			1,070
	1 議 会 費		1,070
2 総 務 費			118,546
	1 総 務 管 理 費		118,198
	2 監 査 委 員 費		348
3 給 付 費			16,357,025
	1 退 職 手 当 費		16,335,180
	2 災 害 補 償 費		21,845
4 消 防 基 金 掛 金			38,500
	1 消 防 基 金 掛 金		38,500
5 積 立 金			3,529,022
	1 積 立 金		3,529,022
6 諸 支 出 金			1
	1 還 付 金		1
7 予 備 費			9,500
	1 予 備 費		9,500
	合 計		20,053,664

組合告示第7号

令和7年2月5日開会の組合議会の議決を経た令和7年度埼玉県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算は、次のとおりである。

令和7年2月5日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 富岡勝則

## 令和7年度埼玉県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算

令和7年度埼玉県市町村総合事務組合交通災害共済事業の特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ143,280千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入	款	項	金額
1 会	費		82,500
		1 会費	82,500
2 財産	収入		650
		1 財産運用収入	650
3 繰入	金		25,500
		1 基金繰入金	25,500
4 繰越	金		34,600
		1 繰越金	34,600
5 諸収入			30
		1 預金利子	29
		2 雑収入	1
	歳入	合計	143,280

(単位 千円)

歳 出	款	項 額	金 額
1 総	務 費		17,020
		1 総 務 管 理 費	17,020
2 事	業 費		125,310
		1 見 舞 金	93,200
		2 加 入 推 進 費	32,030
		3 災 害 調 査 費	80
3 積	立 金		650
		1 積 立 金	650
4 予	備 費		300
		1 予 備 費	300
	歳 出 合 計		143,280

組合告示第8号

市町村職員退職手当条例（昭和38年組合条例第1号）第18条第3項の規定による書面の通知をすることができないので、同条第4項の規定により処分の内容を次のとおり告示する。

令和7年2月5日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 富岡勝則

- 1 退職をした者の氏名 杉山 捷
- 2 退職時の所属所名 所沢市
- 3 処分の内容 市町村職員退職手当条例第18条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しない。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県市町村総合事務組合管理者に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に埼玉県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は埼玉県市町村総合事務組合管理者）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。